

専攻別学生募集人員

専攻	コース	募集人員
教職リーダー	児童生徒支援	16名
	学校運営	

(注1) 募集人員には「学校教育専攻からの所属変更」及び「教科教育からの転専攻」の人数を含みます。詳細については、教育学部教務係にお問い合わせください。

(注2) 専攻・コースの教育及び研究の概要については、「教育学研究科(専門職学位課程)の概要」を参照してください。

出願者全員に係る出願資格

出願者(現職教員を含みます。)は、教育職員免許法による小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の一種免許状を有する者又は平成20年3月末日までに取得する見込みの者で、次の各号のいずれかに該当する資格を有する者です。

1. 大学を卒業した者又は平成20年3月までに大学を卒業見込みの者
 2. 学校教育法(昭和22年法律第26号)第68条の2第4項の規定により学士の学位を授与された者又は平成20年3月までに授与される見込みの者(注1)
 3. 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者又は平成20年3月までに修了見込みの者
 4. 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより、当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者又は平成20年3月までに修了見込みの者
 5. 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者又は平成20年3月までに修了見込みの者
 6. 文部科学大臣の指定した者(昭和28年文部省告示第5号)(注2)
 7. 学校教育法(昭和22年法律第26号)第67条第2項の規定により本大学院以外の大学院に入学した者であって、本大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの(注3)
 8. 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、平成20年3月末日までに22歳に達するもの(注4)
 9. その他本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
- (注1) 大学評価・学位授与機構において、短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又はこれに準ずる者で、大学における一定の単位の修得又はこれに相当するものとして文部科学大臣の定める学習を行い、大学を卒業した者と同等以上の学力を有すると認めるもの等
- (注2) 大学を卒業していない者であって、教育職員免許法による小学校、中学校、高等学校若しくは幼稚園の教諭若しくは養護教諭の専修免許状又は一種免許状を有する者で、平成20年3月末日までに22歳に達するもの等
- (注3) 本大学院以外の大学院に飛び入学した者であって、本大学院において大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの
- (注4) 大学卒業資格を有していない者であって、短期大学、高等専門学校、専修学校、各種学校を卒業したもの又はその他の教育施設を修了したもの等

障害を有する入学志願者との事前相談について

障害があつて、受験上特別な措置及び修学上特別な配慮を必要とする場合は、出願に先立ちあらかじめ本学と相談してください。

1. 相談の時期

平成20年1月7日(月)までとしますが、なるべく早い時期に相談してください。

2. 相談の方法

相談書(健康診断書等必要書類添付)を提出することとし、必要な場合は、本大学院において志願者又は立場を代弁し得る関係者等との面談等を行います。

3. 相談先(連絡先)

群馬大学教育学部教務係

〒371-8510 前橋市荒牧町四丁目2番地

027-220-7225(ダイヤル)

現職教員に該当する要件

現職教員については、上記の各号のいずれかに該当する資格を有する者で、次の1及び2に該当し、かつ、3又は4により任命権者等の許可を得た者でなければなりません。

1. 小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、幼稚園又は特別支援学校の現職の教員(教育委員会関係機関に勤務する者を含みます。)
2. 出願時において3年以上の教職経験を有する者
3. 任命権者(教育委員会等)から本大学院の受験の許可を得た者(大学院修学休業制度を利用する者を含みます。)
4. 私立学校・園の現職教員は、所属長から受験及び就学許可を得た者

現職教員に対する教育方法の特例

現職教員に該当する者については、本人が入学願書に記載した申請に基づき、審査の上、教育方法の特例を認めます。

特例の詳細については17頁を参照してください。

出願資格の審査

1. 出願資格の8により出願できる者は、出願に先立ち次の申請手続きを行い、本大学院の入学資格審査を受け、出願資格を有する確認の証明を受けた者のみとします。

(1) 受付期間

平成19年12月17日(月)から12月20日(木)まで(必着)です。

受付時間は9時から16時です。

(2) 申請手続

申請希望者は、次の書類を提出してください。なお、提出書類は返還しません。

入学資格審査申請書(本大学院所定の用紙)

卒業証明書(最終学校長が作成したもの)

学業成績証明書(最終学校長が作成したもの)

志願理由書(本大学院所定の用紙)

活動成果及び資格等を証明できる書類(複写でも可。様式は任意とします。)

返信用封筒(審査結果通知用、長形3号の封筒にあて名を明記し、350円切手を貼付)

(3) 提出先

〒371-8510 群馬県前橋市荒牧町四丁目2番地 群馬大学教育学部教務係

2. 審査方法

上記(2)の申請書類を総合して審査します。

3. 審査結果の発表

平成19年12月26日(水)午後、速達郵便で入学資格審査結果通知書を送付します。

なお、電話による審査結果の確認には一切応じません。

4. 申請書類は、教育学部のホームページに掲載されたものを使用してください。

URL[<http://www.edu.gunma-u.ac.jp/index-j.html>]

出願手続

1. 出願書類等

入学を希望する者は、次の書類を整え、下記に提出してください。

群馬大学教育学部教務係

〒371-8510 群馬県前橋市荒牧町四丁目2番地

書類等の名称	提出該当者	摘要
(1) 入学願書	出願者全員	本学所定の用紙によります。
(2) 課題研究計画書	出願者全員	本学所定の用紙によります。
(3) 受験票・写真票	出願者全員	本学所定の用紙によります。
(4) 卒業(修了)証明書又は卒業(修了)見込証明書	出願資格1, 3, 4, 5又は7に該当する者	出身(在学)大学長又は学部長が作成したもの。出願資格7に該当する者については、大学の第3学年又は外国における学校教育15年の課程を修了したことを証明する書類を提出してください。
(5) 学位授与証明書	出願資格2に該当する者	大学評価・学位授与機構が作成したもの。
(6) 教育職員免許状授与証明書	出願資格6に該当する者	免許状を授与した都道府県教育委員会が作成したもの
(7) 大学院に入学したことを証明する書類	出願資格7に該当する者	該当者が入学した大学院の長が作成したもので、入学年月日が明記されたもの。
(8) 学業成績証明書	出願者全員	出身(在学)大学長、学部長又は最終学校長が作成し厳封したもの。出願資格7に該当する者については、出身大学(学部)の成績証明書と当該大学の教育課程が示されている書類を併せて提出してください。
(9) 受験承諾書	1. 現職教員 2. 大学院在学者 3. 官公庁又は会社等の在職者	1. 教育委員会等から本大学院の受験の許可を得た者は任命権者の承諾書(本学所定の用紙)を提出してください。 2. 現に他の大学院に在学している者は、本大学院の受験についての在学大学長の承諾書(本学所定の用紙)を提出してください。 3. 現に官公庁又は会社等に在職している者で、現職のまま本大学院に入学しようとする者は、本大学院の受験についての所属長の承諾書(本学所定の用紙)を提出してください。
(10) 受験及び就学承諾書	私立学校・園の現職教員	私立学校・園の現職教員は本学所定の用紙により提出してください。
(11) 研究業績及び研究業績書	現職教員の学力検査科目で受験する者	研究業績については、15頁(注2)を参照してください。研究業績書は、本学所定の用紙によります。
(12) 国籍及び在留資格を確認できるもの	外国人	市区町村長の発行する「登録原票記載事項証明書」等を提出してください。また、出願書類にはすべて同証明書等記載の氏名を用いてください。
(13) 返信用封筒	出願者全員	本学所定の封筒を使用してください。
(14) 検定料(30,000円)	出願者全員	検定料は、本学所定の用紙により最寄りの銀行窓口からお振り込みください。金融機関出納印の無いもの、金額を訂正したもの及び鉛筆書きのものは無効となります。 振込取扱期間：平成20年1月4日(金)～1月15日(火)15時まで ATM(現金自動預払機)、携帯電話、パソコン等からは振り込まないでください。 振込手数料は、振込人負担となります。 既納の検定料は、次の場合は所定の手続により返還します。 検定料振込後、出願しなかった場合 検定料を二重に振り込んだ場合又は誤って所定の金額より多く振り込んだ場合 検定料振込後、出願書類を提出したが受理されなかった場合 なお、上記又はに該当した場合は、財務部経理課収入係に早急に連絡をしてください。上記に該当した場合は、出願書類返却の際に「検定料払戻請求書」を同封しますので、必要事項を記入の上、郵送してください。 (検定料返還に関する問合せ・連絡先 〒371-8510 前橋市荒牧町四丁目2番地 群馬大学財務部経理課収入係 電話：027(220)7062)
(15) 振込金受付証明書	出願者全員	本学所定の振込金受付証明書貼付台紙に貼付して提出してください。

注 群馬大学教育学部を平成20年3月卒業見込みの者は、(8)学業成績証明書は提出不要です。

2. 出願方法

- (1) 出願期間 平成20年1月8日(火)から1月15日(火)まで(必着)です。
受付時間は9時から16時です。
郵送による場合は、必ず書留速達にしてください。
- (2) その他 受付後のコースの変更は認めません。

選抜の方法

入学者の選抜は、学力検査等の結果を総合して行います。

1. 学力検査

- (1) 学力検査日 平成20年2月3日(日)
- (2) 学力検査場 群馬大学教育学部(巻末の群馬大学教育学部位置図を参照)
C棟201教室 9時集合。
(注)試験当日遅刻した者には、試験開始後30分までは受験を認めず。
ただし、試験時間は延長しません。また、課せられた試験科目はすべて受験しなければ失格となります。

(3) 学力検査時間割

専攻	コース	専門科目(教職専門)	専門科目(小論文)	口述試験
教職リーダー	児童生徒支援	9:30 ~ 10:30	11:00 ~ 12:00	13:00 ~
	学校運営			

(4) 学力検査科目 現職教員の学力検査科目は、別表(次頁)によります。

専攻	コース	学 力 検 査 等	
		筆記試験(専門科目)	口述試験
教 職 リーダー	児童生徒支援	小論文 教職専門	課題研究計画書に基づいて行います。
	学校運営		

注 印は必須科目を示します。

2. 合格発表

平成20年2月15日(金)

合格者本人には、郵便で通知します。併せて、合格者の受験番号を、教育学部のホームページに同日の10時以降から掲載します。URL[<http://www.edu.gunma-u.ac.jp/index-j.html>]
電話による照会には応じません。

3. 入学手続

合格者には、入学に際し必要な書類を送付しますので、所定の事項を記入して、指定された日時までに、群馬大学教育学部教務係あて提出してください。
その他、入学に必要な事項を通知します。

4. 入学料及び授業料

(1) 入学料 282,000円

(2) 授業料 前期分267,900円 年額535,800円

(注)ア. 入学料及び授業料に、入学時及び在学中改定が行われた場合は、改定金額を適用します。

- イ．入学料及び授業料の納入方法等は，別途連絡します。
- ウ．納入した入学料は，いかなる理由があっても返還しません。
- エ．入学手続き完了者が，3月31日（月）までに入学を辞退した場合は，納入した者の申し出により，所定の手続の上，納入した授業料相当額を返還します。
- オ．授業料の納入については，希望により前期分の納入の際に，後期分も合わせて納入することができます。

5．出願書類の請求方法

出願書類を郵便で請求するときは，返信用封筒（角形2号）に郵便番号，住所，氏名を明記し，270円分の切手を貼ったものを同封の上，封筒の表に「教職大学院学生募集要項請求」と朱書きし，請求してください。

6．入試情報の開示

入試情報の開示は，次により確定次第行います。

- (1) ホームページにより開示する情報
志願者数，受験者数，合格者数
- (2) 文書による受験者の請求により開示する情報
当該受験者の入学試験の総合得点，合格者の最高得点及び平均点
ただし，合格者の最高得点及び平均点は，受験者が5名以上で合格者が3名以上の場合に限ります。
- (3) 情報開示開始日
平成20年2月15日（金）

7．入学志願者の個人情報保護について

群馬大学では，提出された出願書類により志願者の個人情報及び入学試験の実施により受験者の個人情報を取得しますが，これらの個人情報については，下記の目的以外には利用いたしません。

- (1) 入学者選抜に関する業務（統計処理などの付随する業務を含む。）
- (2) 入学手続き完了者にとっては，入学者データとして入学後の修学指導業務，学生支援業務及び授業料徴収業務

8．その他

- (1) 出願に先立ち，不明な点は教務係に照会してください。
- (2) 受験票は，受付完了後に本人あて郵送します。
- (3) 出願者に対する宿泊施設の斡旋はしません。
- (4) その他学生募集に関する照会及び請求は下記までお願いします。

群馬大学教育学部教務係
〒371-8510 群馬県前橋市荒牧町四丁目2番地
027-220-7225（ダイヤル）

別表 現職教員の学力検査科目

専攻	コース	学 力 検 査 等		
		筆記試験（専門科目）	口述試験	研究業績審査
教 職 リーダー	児童生徒支援	小論文 教職専門	課題研究計画書に基づいて行います。	研究業績を選考の重要な資料とします。 （注2）参照
	学校運営			

（注1） 印は必須科目を示します。

（注2）研究業績は，必ず提出してください。

（1）研究業績とは，教育実践にかかわって公表された業績のことで，次の～のいずれかに該当するものを指します。

著書，論文（学会誌，研究機関等の研究紀要，その他雑誌等に掲載された論文等）

翻訳，辞書・辞典類の項目執筆

研究報告（地区研究会，県・文部科学省等の指定を受けて行った研究報告書，小学校・中

学校・中等教育学校・高等学校・幼稚園又は特別支援学校の教科等研究会及び民間の研究会等での研究発表等)

作品発表，公演，競技会等における記録（内容が具体的に明示されている図録，プログラム等を提出のこと。）

その他，教育実践又は研究の成果を示す記録，資料等（内容が具体的に分かるものであること。）

- (2) 研究業績は，大学等を卒業後に公表されたものに限ります。
- (3) 研究業績に出願者が寄与したことが明示されていない場合には，出願者が寄与したことを確認できる資料（研究代表者による証明書など。様式自由）を添付してください。
- (4) CD-ROM等の電子媒体による研究業績の提出は，特に必要な場合を除いては認めません。